

参加者の有無を確認する公募手続きに係る公示書

(令和6年度 百道中央公園管理業務委託)

令和6年2月19日

福岡市早良区維持管理課

1. 公募の趣旨

本業務については、百道中央公園に新たに整備されるインクルーシブな子ども広場において、障がいのある利用者を含めた多数の利用者が利用しやすい公園とするためのきめ細やかな管理を行うこと、また市民のインクルーシブな社会に対する理解を促進することを目的として、日常的な公園の見回りや清掃、除草、簡易な樹木剪定、便所清掃、有料公園施設である球技場の管理などを包括して行うことが求められる。このため、維持管理に必要な資格要件等に加え、公園管理人及び補助員（障がい者）を配置することが可能な特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、競争による随意契約を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

「令和6年度 百道中央公園管理業務委託」

(2) 請負契約等の内容

百道中央公園における、有料施設及び公園管理業務

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等

措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

(1) 別紙「仕様書」にて定める内容にすべて対応できること。

(2) 下記のいずれかに該当すること。

①「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

ア 障がい者支援施設

イ 生活介護事業所

ウ 就労移行支援事業所

エ 就労継続支援事業

オ 地域活動支援センター

②障害者を多数雇用している事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和6年2月19日（月）～令和6年3月5日（火）17時

② 配布方法

福岡市ホームページによる掲示

③ 配布書類

公募説明書，参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和6年2月19日（月）～令和6年3月5日（火）17時（閉庁日を除く）

② 提出場所

早良区維持管理課

所在地 福岡市早良区百道2丁目1-1（2階）

電話 092-833-4337

担当 佐竹（さたけ）

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に公募要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、

提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を書面により通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

早良区維持管理課

所在地 福岡市早良区百道2丁目1-1 (2階)

電話 092-833-4337

担当 佐竹 (さたけ)

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の競争による随意契約を中止する場合がある。

8. その他詳細は公募説明書による。